

○ 玄米及び精米品質表示基準

(平成12年3月31日農林水産省告示第515号)(抜粋)

(表示禁止事項)

第4条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品 品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) (略)

(2) 原料玄米

原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。

ア 産地、品種及び産年(生産年をいう。以下同じ。)が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明(国産品にあっては、農産物検査法(昭和26年法律第144号)による証明をいい、輸入品にあっては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。)を受けた原料玄米にあっては、「単一原料米」と記載し、その産地、品種及び産年を併記することとし、この場合における産地は、国産品にあっては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては原産国名又は一般に知られている地名を記載すること。

イ アに規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を記載し、その産地及び使用割合(原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。)を併記すること。この場合、国産品にあっては「国内産 △割」と、輸入品にあっては原産国ごとに「〇〇産 △割」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の多い順に記載し、「〇〇」には国名、「△」には使用割合を表す数字を記載すること(イからエにおいて同じ。)

ウ (略)

エ (略)

(3) (略)

(4) (略)

2 前条に規定する事項の表示は、前項第2号アの場合にあっては別記様式1により、同号イの場合にあっては別紙様式2により、容器又は包装の見やすい箇所に一括して表示しなければならない。

第5条 生鮮食品品質表示基準第6条第1号及び第3号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(5)及び(6)に掲げる事項については、前条に規定するところにより表示する場合を除く。

(1) (略)

(2) 原料玄米が国産品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表す用語、原料玄米が輸入品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について一般に知られている地名を表す用語

(3) 未検査米の原料玄米にあっては、品種又は産年を表す用語

2 (略)

○ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
(昭和25年5月11日法律第 175号)(抜粋)

(製造業者等が守るべき表示の基準)

第19条の13 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)の品質に関する表示について、農林水産省が定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。

(表示に関する指示等)

第19条の14 農林水産大臣は、前条第1項若しくは第2項の規定により定められた同条第1項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第2項の規定により定められた同条第1項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第19条の14の2 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。